

令和 7 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 付議案件について	1
1. その他	9

令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日）

議会運営委員会会議録

令和7年6月12日 木曜日

午後2時15分開議

午後2時57分閉議（実時間36分）

○本日の会議に付した案件

1. 付議案件について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	橋本貴喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	山本幸廣君
議長	村川清則君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議員 堀口晃君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長	梅野展文君
議会事務局次長	土田英雄君
総務企画部長	田中孝君

○記録担当書記 松崎広平君
荒木朋美君

（午後2時15分 開会）

○委員長（増田一喜君） ただいまから議会運

営委員会を開会いたします。

◎付議案件について

○委員長（増田一喜君） それでは、まず、1、付議案件についてを議題とし、（1）委員会付託の（イ）議案20件について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 皆様、改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）本会議終了後で大変お疲れかと存じますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1、付議案件についての（1）委員会付託の（イ）議案20件につきまして、以降、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○議会事務局長（梅野展文君） タブレット端末の委員会付託表（議案）を御覧いただきたいと思います。

今回、委員会への付託予定案件は、予算議案3件、事件議案11件、条例議案6件の計20件でございます。

まず、令和2年7月豪雨に関する特別委員会では、議案第52号の事件議案1件。

次に、文教福祉委員会では、議案第42号の関係分及び43号の予算議案2件、議案第45号、49号の事件議案2件、議案第61号の条例議案1件の計5件。

建設環境委員会では、議案第42号の関係分の予算議案1件、議案第46号、51号、53号の事件議案3件、議案第60号の条例議案1件の計5件。

経済企業委員会では、議案第42号の関係分及び議案第44号の予算議案2件、議案第45号、50号の事件議案2件の計4件。

最後に、総務委員会では、議案第42号の関係分の予算議案1件、議案第45号、47号、48号、50号、54号、55号の事件議案6件、議案第56号、57号、58号、59号の

条例議案4件の計11件でございます。

なお、議案第42号及び第45号、50号については、次ページ以降にそれぞれの歳入の文言事項及び歳出の事項別の款項目別の付託表を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君） 企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する調査特別委員会には議案としては特別に付託案件はないようですけど、特別委員会としては開催ということで認識してよろしいでしょうか。

○議会事務局次長（土田英雄君） 企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する調査特別委員会のほうなんですけれども、今回議案はございませんが、特定事件の調査項目について今回報告事項があるということです。委員会自体は開催ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、議案20件については、付託表のとおり、その審査を特別委員会及び各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（ロ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 続きまして、（ロ）の請願・陳情について御説明申し上げます。

タブレット端末の請願・陳情付託先審査用（議会運営委員会用資料）を御覧ください。

定例会開会日翌日の6月3日午後5時までに受理いたしました請願・陳情は8件でございます。

まず、陳情第2号・八代市議会陳情取扱基準については、八代市古閑上町の高菰信子氏から提出されたもので、八代市議会に対するものとなっております。

次に、陳情第3号・中学校の相撲部の支援を名目とした議員による集金活動の実態解明を求めることについては、八代市千丁町の児玉由紀子氏から提出されたもので、八代市議会に対するものとなっております。

次に、陳情第4号・有料ごみ袋の価格引き下げについては、八代市植柳元町の森山恵子氏から提出されたもので、担当課は、市民環境部循環社会推進課となっております。

次に、陳情第5号・公共施設におけるキッズスペース設置については、八代市古城町の中津淳子氏から提出されたもので、担当課は、財務部財産経営課となっております。

次に、陳情第6号・地域にある人材の活用による子育て支援については、先ほどの陳情第5号同様、八代市古城町の中津淳子氏から提出されたもので、担当課は、健康福祉部健康推進課となっております。

次に、陳情第7号・八代市による財政説明会の開催については、八代市古閑中町の蒲原みわ氏から提出されたもので、担当課は、財務部財政課となっております。

次に、陳情第8号・最低賃金の改善と中小企業支援の拡充に関する意見書の提出方については、八代地区労働組合から提出されたもので、担当課は、経済文化交流部商工政策課となっております。

次に、陳情第9号・八代市議会の円滑な運営については、八代市鷹辻町の福田民男氏から提出されたもので、八代市議会に対するものとなっております。

また、委員会への参考送付分といたしまして、協議事項レジュメに記載のとおり、1件を受理いたしましたので、担当委員会に参考まで送付させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ただいま請願・陳情について説明が終わりました。付託については、1件ずつ協議いただきたいと思います。

まず、陳情第2号についてはいかがいたしましょうか。先ほど説明がありましたとおり、第2号は八代市議会に対するものでございますけれども、これでよろしいでしょうか。

○委員（橋本幸一君） するか、しないかですか。

○委員長（増田一喜君） 付託するか、しないかです。

○委員（橋本幸一君） 議会運営委員会に付託ということになるんですか、付託となれば。

○委員（山本幸廣君） 付託はせんわけにはいかんでしょう。

○委員長（増田一喜君） 付託となれば議運。

○委員（山本幸廣君） 議運でしょうね。

○委員（橋本幸一君） 内容の説明はよかったいな。

○委員長（増田一喜君） 審査表のところにありますけれども。（「次ページ以降、一応文書表をつけております」と呼ぶ者あり）内容については別途審議いたしますので、まずは付託するかしないかです。いかがいたしますか。

○委員（大倉裕一君） 付託をお願いします。

○委員長（増田一喜君） 付託という御意見がありましたけど、それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、陳情第2号については八代市議会に対するものですので、議会運営委員会になろうかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情については議会運営委員会に付託いたします。

次に、陳情第3号について協議いたします。

本陳情書については、議長より、八代市議会取扱基準の（5）係争中の裁判事件に該当することから取扱いを協議いただきたいと依頼がっております。

文書表中、個人名等が記載されております。ライブ配信もされておりますので、発言及び取扱いにつきましては十分配慮いただきますようお願いいたします。

また、本日の委員会は、内容について審議する場ではありません。委員会付託をするかしないかなどを協議する場でございますので、御承知をお願いします。

それでは、取扱いはいかがいたしましょうか。

○委員（橋本幸一君） 取扱い基準の中で、先般、3月に決まっただったですかね。あの中で、係争中の案件については取り扱わないというような申合せ事項が決定されたと思っておりますが、そこをここはちょっと問題になる部分が非常に、それに当てはまる部分があるかと思っておりますので、ここについてはちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思っております。

○委員（大倉裕一君） 執行部といいますか、事務局に見解を求めたいんですけど、係争中という、今、委員長からも説明があったんですけど、係争中というのとどういうことを指すのかということを説明いただけますか。

○議会事務局次長（土田英雄君） 法令用語になろうかと思うんですけれども、法令用語的には、裁判所に事件が行った時点から係争という取扱いになろうかと思うんですけれども、本件についてはですね、全国市議会議長会のほうにちょっと確認させていただいたんですけども、要は、刑事事件と民事事件とあるみたいで

すけれども、刑事事件としても警察機関に訴えが起きていれば、それは捜査が始まっている段階になるので、議会の皆さんの判断になろうかと思うんですけれどもというところで、それともいわれる係争中の案件に値するのではないかというような見解を示されたところでございます。

以上です。

○委員長（増田一喜君）　そういう説明でございます。

○委員（橋本幸一君）　そこを踏まえてですね、こういう案件については、取扱いとしてはどのような。もし付託されないという状況になったとき、どういう取扱いになるのか、その辺も含めて見解はありますか。

○議会事務局次長（土田英雄君）　そもそもですね、係争中の案件に該当するということになるとですね、そもそも請願自体もできないという取扱いになります。ですので、請願できない、イコール陳情としても取り扱えないという見解でございます。

事務局としましてはですね、提出された以上、受理はせざるを得ませんので、今回受理はいたしておりますけれども、本件に関しては、今後取扱いといたしましては受理にとどめる扱いがあるのかなとは考えているところでございます。（委員橋本幸一君「方法としては受理にとどめるですね」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君）　という事務局からの説明ですけれども。

○委員（中村和美君）　今、係争中か。

○委員長（増田一喜君）　はい。

○委員（中村和美君）　係争中のは、やっぱり関連したばってん、すべきでしょうね。

○委員（大倉裕一君）　すいません、さっきの係争中の見解なんですけど、書類で何かいただけますか、係争中の見解についてという。係争中という事柄。警察が受理はしてるけど、実際

捜査されているかどうかというのは分からないところもあるのかなというふうに思うので。

（「それはこちらからは言えないでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　それは捜査中なものの、言えない状況。

○議会事務局次長（土田英雄君）　ちょっとお答えいたしかねるところはあるんですけど…。

○委員長（増田一喜君）　ないでしょうね。これ個人的に警察に行ってお聞き願えばいいのかなとは思いますが。（「警察は教えんですよ」と呼ぶ者あり）教えてくれるかどうかですよ。こちらでは……

○委員（大倉裕一君）　私の認識としては、係争なので、裁判で争いといいますか、お互いの主張を述べ合うところが係争のかなと思っちゃったんですけど、警察に出すだけで係争中という言葉が該当するというのがちょっと認識なかったんですね、そういう話をちょっとしたんですけど。私たちのグループにも持って帰って、こういうことでしたという話をせないかんもんですから、具体的にペーパーであればいいなと思ってですね。

○議会事務局次長（土田英雄君）　一般的な全国市議会議長会の見解としてお伺いしたところもありまして、係争中に該当するかしないかというのは議員さんのほうで判断していただければいいんじゃないだろうかという見解でございましたので。

○委員（橋本幸一君）　本人が警察が受理したということは、結局、受け付けられとるちゅうことだから、そこはさっき言ったように、係争中ということで理解してよかつじゃなかつですか。（委員大倉裕一君「だけん、そげん思うとらんだったもんだけん」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君）　聞いとる中で、係争中という言葉が出た時点で何か戸惑うような感じ

がするわけですね。というのは、本人が来とられる、成松委員が来となっけんでから。係争中なんですか。どう判断してるんですか、今。そこば聞けばすぐ分かつじゃなか。

○委員長（増田一喜君） 小会いたします。

（午後２時３２分 小会）

（午後２時３８分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

それでは、取扱いはいかがいたしましょうか。

○委員（山本幸廣君） 第３号については、私の意見も含めてですけども、受理にとどめるという形の方法が一番いいんじゃないかなというふうに感じておりますので、そのようにお諮りをしていただければと思います。

○委員長（増田一喜君） 今、受理にとどめるという御意見がありましたけれども、どんなですかね。

それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、受理にとどめるとの取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、陳情第４号についてはいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 付託で、建設環境委員会にお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） ただいま建設環境委員会という御意見がありましたけれども、それでは、陳情第４号については、担当課が市民環境部循環社会推進課ですので、建設環境委員会になろうかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情について

は建設環境委員会に付託いたします。

次に、陳情第５号についてはいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 第５号についても、付託で、総務委員会のほうに。

○委員長（増田一喜君） それでは、陳情第５号については、担当課が財務部財産経営課ですので、総務委員会になろうかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情については総務委員会に付託いたします。

次に、陳情第６号についてはいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 付託でお願いします。子育て支援なので文教福祉委員会ですかね。

○委員長（増田一喜君） それでは、陳情第６号については、担当課が健康福祉部健康推進課ですので、文教福祉委員会になろうかと思いますが、その取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情は文教福祉委員会に付託いたします。

次に、陳情第７号についてはいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） これも付託でお願いします。

○委員長（増田一喜君） それでは、陳情第７号については、担当課が財務部財政課ですので、総務委員会になろうかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情については総務委員会に付託いたします。

次に、陳情第８号についてはいかがいたしま

しょうか。

○委員（大倉裕一君） これも付託をお願いします。経済企業委員会だと思います。

○委員長（増田一喜君） それでは、陳情第8号については、担当課が経済文化交流部商工政策課ですので、経済企業委員会になろうかと思いますが、この取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情については経済企業委員会に付託いたします。

最後に、陳情第9号についてはいかがいたしましょうか。これは八代市議会に対するものだと思いますけど。

○委員（大倉裕一君） これは付託で、議会運営委員会のほうでいかがでしょうか。

○委員長（増田一喜君） それでは、陳情第9号については、八代市議会に対するもので、議会運営委員会になろうかと思いますが、その取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情については議会運営委員会に付託いたします。

なお、審査のため、議会運営委員会をあした、13日の本会議終了後に開催することとなりますので、御承知をお願いします。

次に、（2）市長追加提出予定議案1件について説明を求めます。

○総務企画部長（田中 孝君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部の田中でございます。本会議に引き続き、お疲れのところ申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（田中 孝君） それでは、タブレットの令和7年6月定例会提出予定議案

（一般質問最終日提出予定）を御覧ください。

あした、6月13日、一般質問最終日に追加提出を予定しております議案は、条例議案1件でございます。

議案第62号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令が6月4日に一部改正されたことに伴いまして、市議選及び市長選の選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成の公費負担限度額を引き上げるものでございます。

以上が、あした、一般質問最終日に追加提出を予定しております条例議案1件の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、市長追加提出予定議案1件についての委員会付託について協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 委員会付託をお願いします。

○委員長（増田一喜君） お諮りいたします。

市長追加提出予定議案1件については、委員会付託することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

タブレット端末の委員会付託表を御覧ください。

それでは、委員会の付託先について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） それでは、市長追加提出予定議案1件の委員会付託先について御説明いたします。

タブレット端末に配付いたしました委員会付託表（追加議案）を御覧ください。

総務常任委員会に議案第62号の条例議案1件でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、追加議案1件については、タブレット端末の付託表のとおり、その審査を総務委員会に付託することにしたいたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで執行部は御退室ください。

（執行部 退室）

○委員長（増田一喜君） 次に、（3）議員提出発議案の1件について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） それでは、議員提出発議案1件につきまして御説明いたします。

タブレット端末の議員提出発議案を御覧ください。

発議案第3号・八代市花いっぱい条例の制定については、6月11日に堀口晃議員ほか16名より提出されたもので、趣旨弁明は堀口晃議員でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ただいま説明が終わりましたが、発議案第3号は、本委員会メンバー以外からの提出であり、会派などから提出された発議案については、発議者代表から事前に説明することとされております。

本日、発議者代表である堀口晃議員は本委員会を傍聴されておられますので、この際、発議案第3号について説明をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認めま

す。

それでは、発議案第3号について、堀口晃議員より説明願います。

○議員（堀口 晃君） 皆さん、こんにちは。ただいま委員長のほうからお許しをいただきましたので、発議案第3号について御説明をさせていただきますと思います。

発議案第3号・八代市花いっぱい条例の制定について、17名の発議者の代表で提案の趣旨弁明を申し上げます。

近年、私たちのまち八代におきましても、人口の減少や高齢化の進行、地域コミュニティーの希薄化が進む中で、住んでいて心が豊かになるまちづくりとは何なのかという問いに直面する機会が増えてまいりました。そうした中で、花を通じたまちづくり、すなわち花いっぱいの八代市を目指す取組が今こそ必要ではないかと考えるに至りました。

花には人の心を和ませ、地域に潤いと彩りを与え、そして、人と人とをつなぐ力があります。かつては各地域で町内会や婦人会、学校などが中心となり、通学路や公園、公民館の前に花を植える光景が日常的に見られていました。しかし、現在では、担い手の高齢化や活動の途切れにより、そうした美しい光景が徐々に失われつつあります。

また、駅前や商店街、公共施設周辺などにおいても無機質な景観が目立ち、来訪者や観光客にとって、もう一度この八代を訪れたいと思わせる風土づくりの面で課題があると感じております。

そこで、本条例案は、市民、地域団体、事業者、行政が一体となって花を植え、育て、守る取組をまちぐるみで進めていくための理念と、その支援の在り方を定めるものでございます。

具体的には、市民の自発的な花植え活動を尊重しながら、市として技術的な指導、国や県の補助制度の提供や民間支援などの情報を提供す

ることにより、継続的な活動がしやすい環境を整えるものであります。また、学校や福祉施設などにおいても連携し、花を通じた教育、福祉の現場での活用も推進してまいりたいと考えております。

本条例案は単なる美化活動を目的としたものではありません。花を育てる過程そのものが地域のつながりを育み、地域の誇りを取り戻し、そして、誰もがこのまちに住んでいてよかったと実感できる、そんな八代市をつくるための第一歩でもあります。

本条例案が成立することにより、八代市が花と心が咲くまちとしてさらに魅力と活力あふれる地域となることを願い、議員各位の御理解と御賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げます。提案の趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 以上で説明が終わりましたが、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま説明がございました発議案第3号の委員会付託について協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。（「省略」と呼ぶ者あり）付託省略。何かよう聞こえなかった。（「せっかくやけん、付託でよかつじゃなかつですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。省略ですね。

○委員（山本幸廣君） 私はもう省略したがいんじゃないかと思うただけのことばってん。意見ですけん、ほかに意見があれば。

○委員（橋本幸一君） 委員会の前だから付託してしたほうがすんなり行ってよかつじゃなかつですか。賛成ですよ。ただ、せっかく委員会があつただけん。

○委員長（増田一喜君） そしたら、省略と付託のお声が出ておりますので。最終的には、いかがいたしましょうか。

○委員（山本幸廣君） 付託でいいですよ。橋本委員が言われたように付託でいいですよ。

○委員（大倉裕一君） 付託の声が出よっけん、付託していいんじゃないですか。

○委員長（増田一喜君） 分かりました。

付託ということでございますので、お諮りいたします。

議員提出発議案第3号については、委員会付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

タブレット端末の付託表を御覧ください。

それでは、委員会の付託先について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 議員提出発議案第3号・八代市花いっぱい条例の制定についての委員会の付託先について御説明させていただきます。

タブレット端末の委員会付託表、議員発議案を御覧ください。

議員提出発議案第3号の八代市花いっぱい条例の制定については、総務委員会になろうかと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと1点。建設環境かなと思ったんですが、違うのかな。ちょっとそこを確認だけ。

○議会事務局長（梅野展文君） こちらの発議案につきましては、今、委員もおっしゃられたとおり、建設部であつたりとか市民環境部であつたりとか、いろんな部にまたがりますので、最終的には総務企画部のほうで預かりになろうかというところで、今回は総務委員会ということでございます。

○委員（成松由紀夫君） 各部にまたがるとい

う意味で総務という取扱いの認識でよろしいち
ゆうことですね。了解しました。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（増田一喜君） それでは、発議案第
3号については総務委員会に付託することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

◎その他

○委員長（増田一喜君） 次に、2、その他に
ついて何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

ほかになれば、以上で本日の議会運営委員
会を閉会いたします。

（午後2時57分 閉会）

八代市議会常任委員会条例第30条第1項の規
定により署名する。

令和7年6月12日

議会運営常任委員会

委員長